

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針（案）」に対して提出された意見及び総務省の考え方

○意見募集期間：平成28年12月28日(水)～平成29年1月17日(火)

○提出意見数（意見提出者数）：36件

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方	案の修正有無
<p>「a群」と「b群」への分類に関する意見（歳出・歳入に関する意見）</p>		
<p>「電波政策2020懇談会」報告書（平成28年7月）に記載された、①各年度の歳入と歳出の関係を一致させる、②電波利用共益事務としての適合性の担保や、効率化や必要性の検証を徹底する、といった提言は、歳入・歳出の想定額にしっかりと反映されるべきものと考えます。</p> <p>行政は引き続き、歳出規模の抑制に努め、無線局免許人の負担軽減に努めていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【(一社)日本民間放送連盟】</p> <p>総額約620億円（想定）について、無線局全体の受益を直接の目的とし、電波の適正利用確保のために不可欠なものという要件に合致した用途に限り利用するという電波利用料本来の制度の在り方を踏まえ、必要最小限であるとする基本的考え方を維持の上、適正に利用されるように努めるべきと考えます。</p> <p>電波利用料の歳入と歳出については、一致させるように努めるべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク(株)】</p> <p style="text-align: center;">ほか同旨25件</p> <p>(名古屋テレビ放送(株)／(株)テレビ金沢／北海道文化放送(株)／日本テレビ放送網(株)／(株)テレビ朝日ホールディングス／(株)毎日放送／青森放送(株)／中京テレビ放送(株)／北海道テレビ放送(株)／朝日放送(株)／(株)フジテレビジョン／(株)NTTドコモ／日本海テレビジョン放送(株)／関西テレビ放送(株)／讀賣テレビ放送(株)／(株)CBCテレビ／(株)CBCラジオ／西日本放送(株)／(株)テレビ東京／(株)テレビ西日本／(株)秋田放送／東海テレビ放送(株)／KDDI(株)／スカパーJSAT(株))</p>	<p>本案に賛同する御意見として承ります。</p> <p>また、歳出規模の抑制等に関する御意見に関して、電波利用共益事務の実施については、適合性の担保、効率化や必要性の検証を徹底することとしており、今後の電波利用料制度の運営に当たっての参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>電波利用料の料額算定における想定歳出規模は、平成26年度～28年度は年平均約700億円でしたが、今回の具体化方針案で平成29年度～31年度は約620億円とすることが示されています。</p> <p>今後の具体的な料額設定に当たっては、歳出規模の減額に沿った負担減が実現されることを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【日本放送協会】</p>	<p>本案に賛同する御意見として承ります。</p> <p>また、電波利用料の歳入規模については、歳出規模と一致するよう、本案に基づき個々の無線局の料額を算定します。</p>	<p>無</p>

<p>4K・8K衛星放送受信環境の整備において、その調査研究、周知啓発活動、干渉対策を国が支援することは、4K・8K衛星放送の普及促進に資するものであり適当と考えます。4K・8K衛星放送の早期普及のため十分な支援が実施されるよう電波利用料の適切な運用を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	<p>本案に賛同する御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>予算総額が精査され、歳入・歳出とも抑制されたことは評価する。 基本方針に沿って、歳入・歳出規模については「更なる効率化」や必要性の検証を徹底した上で、その規模を抑制的に検討し、更なる減額をすることで無線局全体の負担軽減を実現して欲しい。また「歳入歳出の関係は一致させることが必要」であり、歳入が歳出を上回った場合には、差額を次年度以降の電波共益事務に活用するなどして、さらなる負担軽減に努力して欲しい。</p> <p style="text-align: right;">【(株)東京放送ホールディングス】</p>	<p>前段及び中段については、本案に賛同する御意見として承ります。 後段については、電波法第103条の3に予算の定めるところにより財源に充てることができる旨の規定が定められており、総務省としても、今後、必要に応じて本規定の活用も検討してまいります。</p>	<p>無</p>
<p>a群電波の利用価値の向上につながる事務において、民放ラジオ難聴解消支援事業が引き続き含まれていることを鑑みると、民放ラジオと同じく平時、災害時に迅速かつ適切な情報を提供するV-Lowマルチメディア放送についても、民放ラジオと同様に難聴解消支援事業が設定されるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【(株)エフエム東京】 ほか同旨1件 (株)VIP</p>	<p>本案は、電波利用料の料額を算定する手順等を示したものです。 なお、御意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>「a群」に係る金額の計算方法に関する意見</p>		
<p>「a群」に係る金額の計算方法については、基本方針に沿った見直し内容と認識しており、主旨に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【(株)NTTドコモ】</p>	<p>本案に賛同する御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>電波の「経済的価値」から「利用価値」という表現になったことは適切と考えます。使用帯域幅に応じた負担部分の拡大による放送事業者の負担額が増加しないよう、引き続き適切な対応をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送(株)】</p>	<p>本案に賛同する御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>電波の経済的価値の反映が強まっていますが、公共性の高い無線システムの排除に繋がる懸念から、利用価値は過度に反映されてはならないと考えます。 放送局には災害時の支援や国民の知る権利への対応等の責務があり、公共性は非常に高く営利事業としてのみの側面で捉えることは不適切であり、放送の社会的価値等を勘案した上で、電波利用料の軽減を図っていくべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【名古屋テレビ放送(株)】</p>	<p>本案に賛同する御意見として承ります。 なお、電波の利用価値の向上につながる事務(a群)の考え方や、その配分方法については、前回(平成26年)の電波利用料の見直しの際と同じであり、また、基本方針(「電波政策2020懇談会」報告書)に基づくものです。</p>	<p>無</p>

<p>3～6GHzの無線システムにとっては、第4世代移動通信システムにより、これまでの利用が著しく制限される周波数共用を強いられるなど、電波の利用価値が低下したにもかかわらず配分額が増加する。これは到底納得できるものではなく、当該帯域で今回利用価値が向上する免許人が増額分を負担すべきと考えます。</p> <p>今後もこのようなWin-Loseな周波数共用が行われるということであれば、そのような帯域における配分額の決定スキームを、電波の利用価値と負担額の整合性をとるよう、見直していただきたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">【スカパーJSAT(株)】</p>	<p>周波数の共用も含めた電波の利用価値の考え方については、基本方針（「電波政策2020懇談会」報告書）において、「引き続き、現行の算定方法に基づいて、a群に要する費用に係る各無線システムの料額を算定することが適当である」としており、これに従うことが適当と考えます。</p> <p>なお、御意見については、次回以降の電波利用料の見直しに当たっての参考として承ります。</p>	無
「a群」の第1段階（周波数帯域ごとの配分）に関する意見		
<p>携帯電話事業者が負担する3.4～3.6GHzにおける電波利用料は、無線局数に応じた料額であり、基地局数に比例して加算される仕組みとなっているため、電波の有効利用のインセンティブが免許人に働かず、電波の有効利用促進に逆行した料額設定になっており、今後見直しの検討が必要な大きな課題と認識しています。</p> <p>「3GHz以下」及び「3～6GHz」の配分比率が「24:1」から「12:1」と、「3～6GHz」は2倍となり、料額においても増加されることが想定されます。その結果、「料額が大幅に増加する無線局等への配慮」がなされ、電波利用料全体に占める支払割合が比較的小さい特定の免許人のみが保護され、支払割合の大きい免許人に負担が過度に転嫁されることのないようご配慮いただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク(株)】</p>	<p>第4世代移動通信システムの基地局の料額については、未だサービス拡大の途上にあり、基地局数の予測が難しいため、適切な上限額の設定が困難であることから、基本方針（「電波政策2020懇談会」報告書）において、現行の料額形態を維持することが適当とされており、本案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、御意見については、次回以降の電波利用料の見直しに当たっての参考として承ります。</p> <p>また、料額が大幅に増加する無線局等への配慮については、これまでの同懇談会の議論を踏まえ、本案のとおり、個々の料額に着目して実施すべきと考えます。</p>	無
<p>電気通信事業者にとっての電波の利用価値は、当該周波数帯からの収益によるものであり、収益は無線システムの市場規模に依存すると考えます。しかしながら、具体化方針(案)では、全無線通信システムを一律に扱って配分を算定しているため、市場規模の大小に係わらず料額が決まることから、前述の利用価値との乖離が発生し、それが不合理感を生む元になっています。</p> <p>現在、電波をより稠密に利用するIoTなどのシステムも検討されており、一定の周波数ブロック内のひっ迫度を基準にすると、将来当該システムが導入された周波数ブロックへの配分額が大幅に増加することも懸念されますので、算定される電波利用料額が市場規模に見合ったものとなるよう、今後も引き続き配分法について見直していただきたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">【スカパーJSAT(株)】</p>	<p>電波の利用価値の考え方については、基本方針（「電波政策2020懇談会」報告書）において、「引き続き、現行の算定方法に基づいて、a群に要する費用に係る各無線システムの料額を算定することが適当である」としており、これに従うことが適当と考えます。</p> <p>なお、御意見については、次回以降の電波利用料の見直しに当たっての参考として承ります。</p>	無

<p>人工衛星局については、その特性上海外向けのサービスにも利用されており、海外向けのサービスは我が国における電波利用のひっ迫度には影響しません。したがって、人工衛星局の延べ使用周波数幅を算出する際には（日本をカバーするビーム数）／（搭載されているビーム数）といった係数を乗じる等、海外の周波数帯域分が適切に除外されるよう是正し、日本におけるひっ迫度合いの比較としていただくようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【スカパーJSAT(株)】</p>	<p>外国向け衛星通信については、基本方針（「電波政策2020懇談会」報告書）において、衛星通信網を構築し運用する場合に必要な国際調整等は、各国の主管庁が行うものであり、人工衛星局の免許も当該主管庁が付与するものであるから、外国向けの通信を提供する人工衛星局であっても、それが我が国の主管庁（総務省）の調整に基づいて免許された無線局であれば、他の無線局と同様に電波利用料を負担することが適当であるとしており、これに従うことが適当と考えます。</p> <p>なお、御意見については、次回以降の電波利用料の見直しに当たっての参考として承ります。</p>	<p>無</p>
「a群」の第2段階（無線システムごとの配分）に関する意見		
<p>「電波政策2020懇談会」は有識者による精緻な議論を経て、放送局に対し、これまでどおり2つの特性係数を適用すべき旨を提言しました。同提言を踏まえ、2つの特性係数を放送局に適用したこと、さらに放送局と一体の放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数を適用したことは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【(一社)日本民間放送連盟】</p> <p style="text-align: center;">ほか同旨26件</p> <p>(名古屋テレビ放送(株)／(株)テレビ金沢／北海道文化放送(株)／日本テレビ放送網(株)／(株)テレビ朝日ホールディングス／北海道放送(株)／(株)毎日放送／青森放送(株)／中京テレビ放送(株)／(株)アイビーシー岩手放送／(株)東京放送ホールディングス／北海道テレビ放送(株)／朝日放送(株)／(株)フジテレビジョン／日本海テレビジョン放送(株)／関西テレビ放送(株)／日本放送協会／読賣テレビ放送(株)／(株)CBCテレビ／(株)CBCラジオ／西日本放送(株)／(株)テレビ西日本／(株)エフエム東京／(株)秋田放送／東海テレビ放送(株)／(株)VIP)</p>	<p>本案に賛同する御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>マイクロ固定（放送）についても、非常時対応に費用負担を負っており、特性係数の算出にあたってはウおよびエの双方を適用することが妥当と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【(株)フジテレビジョン】</p> <p>マイクロ固定（放送）回線については中継局に放送信号を伝送しているものが多く、他の放送事業用無線局と同様、放送局と一体で公益性の高い設備であることを考慮し、2つの特性係数を適用して「1/4」とすべきであると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【(株)テレビ東京】</p>	<p>特性係数については、基本方針（「電波政策2020懇談会」報告書）において、「適用を変更する特段の事情がないことから、現状を維持することが適当である」としており、これに従うことが適当と考えます。</p> <p>なお、御意見については、次回以降の電波利用料の見直しに当たっての参考として承ります。</p>	<p>無</p>

<p>携帯電話は国民生活に必要な不可欠なサービスになっており、公共性の観点では放送と同等と考えられることから電波利用料における通信・放送間の負担のアンバランスは解消すべき課題です。</p> <p>今後、通信上に放送が配信されることが検討されている等、通信と放送の垣根がなくなっていることを踏まえ、特性係数においても携帯電話事業者と地上テレビジョン放送事業者との差分を失くすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク(株)】</p>	<p>携帯電話の特性係数については、基本方針（「電波政策2020懇談会」報告書）において、「電気通信事業法に「あまねく普及努力義務」が規定されていないこと」や、「特定基地局開設指針における普及目標（カバー率の値や算出方法）について、放送と差があること」等を考慮して「国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの」に係る特性係数を適用しないこととしており、これに従うことが適当と考えます。</p> <p>なお、御意見については、次回以降の電波利用料の見直しに当たっての参考として承ります。</p>	無
<p>第2段階では、第1段階とは異なり、ひっ迫度ではなく割当周波数幅を料額配分の根拠としておりますが、これは電波の有効利用のインセンティブとして働くものと予想しております。しかしながら、電波の有効利用のしやすさは無線システムによって異なり、周波数を1000回以上再利用できるシステムもあれば、技術的・物理的に数回しか再利用できないものもありますので、インセンティブを期待するとしても、周波数有効利用の難易度に応じた料額を設定すべきと考えます。したが、システム毎の物理的・技術的に現実的な周波数再利用回数を考慮した新たな特性係数（著しく困難なものについては1/10とするなど）を導入していただくことを希望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【スカパーJSAT(株)】</p>	<p>特性係数については、基本方針（「電波政策2020懇談会」報告書）において、「適用を変更する特段の事情がないことから、現状を維持することが適当である」としており、これに従うことが適当と考えます。</p> <p>また、第2段階については、各無線システムの割当周波数幅を当該無線システムが有する電波の利用価値と見なして配分を行っているものです。加えて、無線システム間で周波数共用などにより有効利用を行っている場合もあり、その場合には割当周波数幅の計算において当該周波数共用を考慮しています。</p> <p>なお、御意見については、次回以降の電波利用料の見直しに当たっての参考として承ります。</p>	無
<p>電波政策2020懇談会においてワイヤレスビジネスの海外展開について検討されていましたが、ワイヤレスビジネスの展開を推進するための新たな特性係数を導入することを提案・希望致します。その一例として、当社では我が国の人工衛星局を用いた通信サービスの海外への拡販に力を入れておりますが、このようなサービスは、海外衛星との競争に晒されておりますので、電波利用料の負担を軽減することにより、海外展開を推進していただくことを希望いたします。具体的には、我が国の無線局を用いて海外向けにサービスすることが可能なシステムについては新たな特性係数（例えば、1/4～1/2程度）を乗じる等の検討をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【スカパーJSAT(株)】</p>	<p>外国向け衛星通信については、基本方針（「電波政策2020懇談会」報告書）において、衛星通信網を構築し運用する場合に必要となる国際調整等は、各国の主管庁が行うものであり、人工衛星局の免許も当該主管庁が付与するものであるから、外国向けの通信を提供する人工衛星局であっても、それが我が国の主管庁（総務省）の調整に基づいて免許された無線局であれば、他の無線局と同様に電波利用料を負担することが適当であるとしており、これに従うことが適当と考えます。</p> <p>なお、御意見については、次回以降の電波利用料の見直しに当たっての参考として承ります。</p>	無

「a群」の第3段階（無線局ごとの配分）に関する意見		
<p>テレビジョン放送については、使用する電波の利用価値が、広域圏での放送かどうかで大きく異なると認めて、区分料額の設定に反映することを評価します。</p> <p>【北海道文化放送(株)】 ほか同旨1件 (北海道テレビ放送(株))</p>	<p>本案に賛同する御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
「b群」に係る金額の計算方法に関する意見		
<p>広域専用電波を使用する包括免許局に対する上限額が引き続き設定されることについて、電波を有効利用した場合のインセンティブが働くこととなるため賛同いたします。今後の周波数の追加割当等により上限額が大きく増加する可能性があるため、そのような場合には適宜上限値の見直し等の検討をお願いいたします。</p> <p>【(株)NTTドコモ】</p>	<p>本案に賛同する御意見として承ります。</p> <p>なお、上限値については、広域専用電波の対象となる周波数に対して設定されているものであり、周波数の追加割当ての有無によってその稠密な利用の基準が連動して変わるものではないと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>電波政策2020懇談会において「b群に要する費用に係る徴収額について、携帯電話事業者等5者が既に上限額に達し、現行の上限額をそのまま適用すれば、スマートメーター等が増加することで、携帯電話事業者等の無線局数が増加したとしても、追加負担は生じない」旨が示されたが、ある事業者からは、携帯電話とスマートメーターを含むM2Mとの区別はせず、携帯電話端末全体として上限を設定されているため、提供料金の値下げについて即応することが困難との回答を得ており、IoTの普及を促進するため、毎月数GByte程度のデータ通信を行う携帯電話と、数MByte程度に留まるスマートメーターやM2Mとを区分した、電波の利用量に応じた算定方法に見直しをいただきますようお願いいたします。</p> <p>【九州電力(株)】</p>	<p>携帯電話と比較して、毎月ごく少量のデータ通信にとどまる無線システムについては、基本方針（「電波政策2020懇談会」報告書）のとおり、上限額に達している場合、無線局数が増加したとしても追加負担は生じず、更なる負担軽減措置を導入する必要はないと考えます。</p> <p>また、上限額に達した電波利用料を通信サービスごとの料金にどのように反映するかについては各事業者の判断に委ねられるものです。</p> <p>なお、御意見については、次回以降の電波利用料の見直しに当たっての参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>現行の上限額を適用することによる負担軽減措置は有益です。</p> <p>ただし、今後のIoTの更なる拡大等を促進するにあたり、IoTはデータ量も少なく低価格での提供が見込まれることから、周波数有効利用のインセンティブをより働かせるためには、稠密に利用することを前提とした携帯電話等システムにおいて、a群に係る広域専用電波、特定無線局、b群に係る特定無線局の電波利用料を帯域電波利用料に速やかに一本化すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンク(株)】</p>	<p>本案に賛同する御意見として承ります。</p> <p>また、電波利用料の一本化については、基本方針（「電波政策2020懇談会」報告書）において、使用周波数幅と無線局数のそれぞれに応じた負担を求める方法は維持することとしており、これに従うことが適当と考えます。</p> <p>なお、御意見については、次回以降の電波利用料の見直しに当たっての参考として承ります。</p>	<p>無</p>

料額が大幅に増加する無線局等への配慮に関する意見		
<p>無線局免許人にとって電波利用料の制度・料額の安定性、継続性は極めて重要です。制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねないため、避けるべきだと考えます。</p> <p>やむを得ず料額が増加する場合も、上限を2割に抑える措置を講ずることは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【(一社)日本民間放送連盟】 ほか同旨22件</p> <p>(名古屋テレビ放送(株)／(株)テレビ金沢／日本テレビ放送網(株)／(株)テレビ朝日ホールディングス／北海道放送(株)／(株)毎日放送／青森放送(株)／中京テレビ放送(株)／(株)アイビーシー岩手放送／(株)東京放送ホールディングス／北海道テレビ放送(株)／朝日放送(株)／(株)フジテレビジョン／日本海テレビジョン放送(株)／讀賣テレビ放送(株)／(株)CBCテレビ／(株)CBCラジオ／西日本放送(株)／(株)テレビ東京／(株)テレビ西日本／(株)秋田放送／東海テレビ放送(株))</p>	<p>本案に賛同する御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要と考えております。現行料額から大幅に増加する無線局等について、これまでと同様、増加率を一定の範囲に抑える激変緩和措置を講ずることは、安定した経営・放送を継続するために妥当と考えます。</p> <p>また、料額算定に際しては無線システムごとの措置前料額の開示など、透明性の確保を求めます。</p> <p style="text-align: center;">【北海道文化放送(株)】</p>	<p>前段については、本案に賛同する御意見として承ります。</p> <p>後段については、本案のように料額の算定プロセスを明らかにする等、今後とも可能な限り、透明性の確保を図ってまいります。</p>	<p>無</p>
<p>地上ラジオ放送(中波放送、短波放送、超短波放送)は、3年ごとに料額が増加してきた経緯があります。使用帯域の利用価値やひっ迫度に著しい変化がないことを踏まえ、できる限り負担の軽減を図っていただきたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">【(一社)日本民間放送連盟】 ほか同旨8件</p> <p>(株)毎日放送／青森放送(株)／(株)アイビーシー岩手放送／(株)東京放送ホールディングス／朝日放送(株)／(株)CBCラジオ／西日本放送(株)／(株)エフエム東京</p> <p>一回あたりの増加分を一定の割合にとどめたとしても、改定ごとにその割合が乘じられていくことで、経年的な増加幅は大変大きなものとなりますので、激増緩和措置の適用回数を重ねた場合には漸次的に増加幅の割合を低下させるといった処置を検討いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【スカパーJSAT(株)】</p>	<p>次回以降の電波利用料の見直しに当たっての参考として承ります。</p> <p>なお、電波利用料の料額は、見直し時における周波数幅や無線局数等を都度勘案しているもので、その算定結果が現行料額に比べて大幅に増加することのないよう、見直し時における増加分を一定の水準にとどめているものです。</p>	<p>無</p>

<p>「料額が大幅に増加する無線局への配慮」の主旨について賛同いたします。今回の改正案ではひっ迫度の見直しにより、3～6GHz帯域のシステムが負担増となる可能性があり、携帯電話の第4世代システムで用いる3.5GHz帯基地局が該当いたしますが、今後基地局の更なる増加と共に負担額が大幅に増加する可能性がありますので、今後の具体的な料額検討の中で考慮をお願いいたします。</p> <p>【(株)NTTドコモ】</p>	<p>前段及び中段については、本案に賛同する御意見として承ります。</p> <p>後段については、次回以降の電波利用料の見直しに当たっての参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>その他意見</p>		
<p>全国のAM放送事業者では、難聴対策や災害対策としてFM補完局の設置を進めていますが、AM放送事業者においては、設備維持に多額の費用を要するAM放送に加え、FM補完局を運営することは、経営上の大きな負担になっています。</p> <p>このため、電波利用料の検討においては、FM補完局の運営が経営上の大きな負担にならないように配慮を希望します。</p> <p>【大阪放送(株)】</p>	<p>電波利用料は電波利用共益事務の処理に要する費用を、受益者である無線局の免許人等で公平に分担するための制度です。</p> <p>なお、御意見については、次回以降の電波利用料の見直しに当たっての参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>無線局の免許等の日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が1年に満たない場合は、電波利用料の額を月割りにしており、無線局の廃止についても、同様について検討いただくことを要望いたします。</p> <p>【スカパーJSAT(株)】</p>	<p>本案は、電波利用料の料額を算定する手順等を示したものです。</p> <p>なお、御意見については、次回以降の電波利用料の見直しに当たっての参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>昨年7月公表の電波政策2020懇談会報告書においては電波利用料制度について3年毎という原則にとられず柔軟に見直すことも必要などとする記載がありました。今回の具体化方針(案)においては触れられていません。この点は、制度の継続性・安定性維持という観点から評価したいと考えます。</p> <p>【日本テレビ放送網(株)】</p>	<p>本案に賛同する御意見として承ります。</p> <p>なお、本案においても「今後、電波の利用に関して、周波数の再編・割当等の検討が行われ、その結果必要が生じた場合には」料額の見直し等を行うことがある旨記載しています。</p>	<p>無</p>
<p>本件の主旨が「電波資源の整備」と「違法局の取り締まり業務強化」のための予算調達ですので、業務局から多く取ることは賛成ですが、携帯電話局の電波使用料値上げは、貴省が推進している携帯電話局の各キャリアにおける値下げと相反する部分がありますので、配慮は必要だと思われます。</p> <p>【個人】</p>	<p>本案は、電波利用料の料額を算定する手順等を示したものです。</p> <p>なお、携帯電話に係る電波利用料については、本案に基づき算出されますが、電波利用料は電波の適正な利用の確保に関し必要な費用を免許人等に負担いただくもので、携帯電話サービスの健全な競争に影響を与えるものではないと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>案に関してはおおむね賛成だが、アマチュア無線局の電波利用料については、50ワット未満の無線局に対する電波利用料の軽減措置、及び50ワットを超える(固定局)無線局に対する電波利用料の追加徴収も考慮してほしい</p> <p>【個人】</p>	<p>今回の料額の算定は、電波政策2020懇談会における検討を踏まえ、本案に示すとおり、現行と同様の方法により行うことから、アマチュア無線局についても、これまで同様、免許人として公平な分担をしていただいているものと考えております。</p> <p>なお、御意見については、次回以降の電波利用料の見直しに当たっての参考として承ります。</p>	<p>無</p>

<提出された意見の全文>

No.	提出者	提出された意見
1	個人	<p>本件の主旨が「電波資源の整備」と「違法局の取り締まり業務強化」のための予算調達ですので、業務局から多く取ることに賛成ですが、携帯電話局の電波使用料値上げは、貴省が推進している携帯電話局の各キャリアにおける値下げと相反する部分がありますので、配慮は必要だと思われます。</p> <p>蛇足ですが、以前総通の違法局取締官の方からお話を伺い、少数精鋭で取り締まり業務をしていることを知りました。増員と取締官の逮捕権が認められると良いですね。</p>
2-1	名古屋テレビ放送株式会社	<p>電波利用料制度の共益費用としての位置付けを勘案すれば、歳入予算額と歳出予算額は一致させるべきです。</p> <p>また、歳入、歳出規模共に抑制的にすべきであり、共益事務の更なる効率化や必要性の検証の徹底をお願い致します。</p> <p>また、歳出は、電波利用共益目的以外の使途に充当してはならないと考えます。</p>
2-2		<p>2つの特性係数を放送局に低減したこと、及び放送局と一体の放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数を適用したことは妥当であり、今後も維持すべきと考えます。</p>
2-3		<p>電波利用料が大幅に増額されれば、経営不安定要素になりかねないことから、増額率を一定の水準に収める措置を適用することには賛同致します。制度・料額の継続性・安定性は重要です。</p> <p>今後も、電波利用料制度の共益費用としての位置付けを勘案し、特定の帯域において、利用価値が過度に反映されることのないようお願い致します。</p>
2-4		<p>電波の経済的価値の反映が強まっていますが、公共性の高い無線システムの排除に繋がる懸念から、利用価値は過度に反映されてはならないと考えます。</p> <p>放送局には災害時の支援や国民の知る権利への対応等の責務があり、公共性は非常に高く営利事業としてのみの側面で捉えることは不適切であり、放送の社会的価値等を勘案した上で、電波利用料の軽減を図っていくべきであると考えます。</p>
3	個人	<p>案に関してはおおむね賛成だが、アマチュア無線局の電波利用料についてはさらにこの部分も考慮してほしい</p> <ol style="list-style-type: none"> 50ワット未満の無線局に対する電波利用料の軽減措置 50ワットを超える（固定局）無線局に対する電波利用料の追加徴収（加重） <p>事由については次の通り</p> <p>アマチュア無線局は長らく日本の技術発達の重要なコンテンツであったが、近年若年層のアマチュア無線家が激減している。その一方2級アマチュア無線技士の資格試験が簡単な試験になったことにより、高齢者を中心に再開局や上位資格取得など、ここ数年50ワットを超える大出力のアマチュア無線局が増えている。今後の無線業界・産業および技術の発達を鑑みるに、入門者を増やしすそ野を広げることは日本にとってメリットがあり電波行政上としても望まれる。逆に安易な大出力局の増加は、現にTVIやラジオIなどのインターフェア、混信を招くのであり、これはひいては電波監視業務に負荷をかけている現状がある。また、近年ではリモートシャックも激増しており、アマチュア無線局が今後広範囲に業務無線等に混信を与えながらその発信を止めるに時間がかかったり、電波障害を与える可能性は以前と比べ高くなったといえる。ひいてはその応分負担の原則から、50ワットを超えるアマチュア無線局（固定局）に関しては今よりさらに利用料を徴収し、50ワット以下のアマチュア無線局の利用料軽減に充てるのが適当であるとする。これは今回示された算出額によりアマチュア無線の電波利用料の総額の中で配分することで、大出力局の責務と自覚を求めることができると考える。</p> <p>例：アマチュア無線全体の電波利用額 100 50ワット以下 25 50ワットを超える局 75</p>

4-1	株式会社 テレビ金	電波利用共益事務の効率化や必要性を精査したうえで、歳入と歳出の関係を一致させ、規模をできる限り圧縮に努めていただけますようあらためて要望します。
4-2	沢	「電波政策2020懇談会」の提言を踏まえ、2つの特性係数を放送局に適用したことは妥当であり、今後も放送と通信の違いを踏まえ電波利用制度を検討されるよう要望します。
4-3		事業者にとって想定外の時期に料額増加となることは、経営の悪化を招きかねません。制度の安定性、継続性を十分に配慮した対応を強く要望します。
5-1	北海道文化放送株式会社	現行歳出規模から約80億円（約11%）の歳出抑制を想定し、かつ歳入との一致を図るとしていることは評価できます。電波利用共益事務としての適合性の担保と効率化や必要性の検証を徹底し、引き続き歳出規模の抑制に努めていただきたい。また、歳入抑制が料額算定にしかるべく反映され、免許人の負担軽減となることを強く要望します。
5-2		国土の22%を占める広大な地域を放送対象区域とする弊社は、親局含め157の無線局を設置している。国民の安心・安全を確保する放送継続のための基幹メディアとしての責任、テレビの公共性、視聴者保護の観点から、放送システムの維持、コンテンツの充実を図っているところであるが、電波利用料については多額の負担を続けております。無線局の特性に応じた特性係数（軽減係数）については、放送局に2つの特性係数（ウ：国民への電波利用の普及に係る責務等1/2、エ：国民の生活、財産の保護に著しく寄与するもの1/2）を適用し、また放送局一体の放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数（ア：同一システム内で複数の免許人により周波数を共用利用する電波利用形態1/2、及び項目ウ：1/2）を適用することについては妥当であり、今後も継続・維持されるべきものと考えます。また、テレビジョン放送については、使用する電波の利用価値が、広域圏での放送かどうかで大きく異なると認めて、区分料額の設定に反映することを評価します。
5-3		電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要と考えております。現行料額から大幅に増加する無線局等について、これまでと同様、増加率を一定の範囲に抑える激変緩和措置を講ずることは、安定した経営・放送を継続するために妥当と考えます。また、料額算定に際しては無線システムごとの措置前料額の開示など、透明性の確保を求めます。
6-1	日本テレビ放送網株式会社	「電波政策2020懇談会」報告書（平成28年7月）に記載された、①各年度の歳入と歳出の関係を一致させる、②電波利用共益事務としての適合性の担保や、効率化や必要性の検証を徹底する、といった提言は、歳入・歳出の想定額にしっかりと反映されるべきものと考えます。行政は引き続き、歳出規模の抑制に努め、無線局免許人の負担軽減に努めていただきたいと考えます。
6-2		「電波政策2020懇談会」は有識者による精緻な議論を経て、放送局に対し、これまでどおり2つの特性係数を適用すべき旨を提言しました。同提言を踏まえ、2つの特性係数を放送局に適用したこと、さらに放送局と一体の放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数を適用したことは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものと考えます。
6-3		無線局免許人にとって電波利用料の制度・料額の安定性、継続性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねないため、避けるべきだと考えます。やむを得ず料額が増加する場合も、上限を2割に抑える措置を講ずることは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものと考えます。

6-4		<p>昨年7月公表の電波政策2020懇談会報告書においては電波利用料制度について3年毎という原則にとられず柔軟に見直すことも必要などとする記載がありましたが、今回の具体化方針（案）においては触れられていません。この点は、制度の継続性・安定性維持という観点から評価したいと考えます。</p>
7-1	一般社団法人日本民間放送連盟	<p>「電波政策2020懇談会」報告書（平成28年7月）に記載された、①各年度の歳入と歳出の関係を一致させる、②電波利用共益事務としての適合性の担保や、効率化や必要性の検証を徹底する、といった提言は、歳入・歳出の想定額にしっかりと反映されるべきものと考えます。</p> <p>行政は引き続き、歳出規模の抑制に努め、無線局免許人の負担軽減に努めていただきたいと思いますと考えます。</p>
7-2		<p>「電波政策2020懇談会」は有識者による精緻な議論を経て、放送局に対し、これまでどおり2つの特性係数を適用すべき旨を提言しました。同提言を踏まえ、2つの特性係数を放送局に適用したこと、さらに放送局と一体の放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数を適用したことは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものと考えます。</p>
7-3		<p>無線局免許人にとって電波利用料の制度・料額の安定性、継続性は極めて重要です。制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねないため、避けるべきだと考えます。</p> <p>やむを得ず料額が増加する場合も、上限を2割に抑える措置を講ずることは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものと考えます。</p>
7-4		<p>地上ラジオ放送（中波放送、短波放送、超短波放送）は、3年ごとに料額が増加してきた経緯があります。使用帯域の利用価値やひっ迫度に著しい変化がないことを踏まえ、できる限り負担の軽減を図っていただきたいと思いますと考えます。</p>
8-1	株式会社テレビ朝日	<p>国は引き続き、電波利用共益事務として実施する各事業の効率化や必要性の検証を徹底し、歳出規模の抑制に努め、無線局免許人の負担をできる限り軽減すべきものと考えます。</p>
8-2	日ホールディングス	<p>「電波政策2020懇談会」により、放送にかかる特性係数について「次期において適用を変更する特段の事情がなく、現状を維持する」との見解が示されたことは、極めて妥当と考えます。</p> <p>放送の特性係数は法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の2点を勘案して規定されており、番組内容にも責任を持つという放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化がないことから、今後の改定においても維持すべきと考えます。</p>
8-3		<p>電波利用料制度の安定性や継続性は極めて重要であり、制度の急激な変化や料額の急変は経営上の不確定要素となりかねないため、制度の見直しにあたっては、慎重に対応するよう要望いたします。</p> <p>やむを得ず料額が増加する場合、上限を2割に抑える措置を講ずることは妥当であり、今後の改定においても維持すべきものと考えます。</p>
9-1	北海道放送株式会社	<p>地上放送が果たすハード・ソフト両面の法律上の責務に鑑み、国民の電波利用の普及（ハード）に責務を負うという放送固有の特性を再確認したうえで、本特性係数の放送への適用を維持した点は、妥当であり評価できる。</p> <p>また、当社はこれまで「地域メディアとしての責任、テレビ・ラジオの公共性に鑑み、安定した放送を継続するためには、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要である」旨の意見を述べており、本特性係数の放送への適用をこれまでどおり維持した点は、妥当であり評価できる。</p> <p>この2つの特性係数は今後の改訂においても維持すべきものとする。</p>

9-2		北海道は国土の22%を占める広大な地域である。当社は、これまでも「この地域に放送を届けるため、テレビ157局、ラジオ18局もの送信所を維持してエリアをカバーしている。このため、既にエリアの経済力から考えて過大と思える電波利用料を負担している。3年ごとの見直しで制度が変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不安定要素となりかねないため避けるべき」と述べてきた。前回改定と同様に、やむを得ず増額せざるを得ない場合において、増加分を一定水準（2割程度）に留めるとした点は妥当であり、評価できる。
10-1	株式会社 毎日放送	「電波政策2020懇談会」報告書では、①各年度の歳入と歳出の関係を一致させる、②電波利用共益事務としての適合性の担保や、効率化や必要性の検証を徹底する、という提言がなされています。この内容は、歳入・歳出の想定額に確実に反映されるべきものであり、引き続き、歳出規模の抑制に努め、無線局免許人の負担軽減に努められるよう希望します。
10-2		「電波政策2020懇談会」では、放送局に対し、これまでどおり2つの特性係数を適用すべき旨を提言しました。この提言を踏まえ、2つの特性係数を放送局に適用したこと、放送局と一体の放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数を適用したことは妥当な判断であると考えます。当社がこれまでの電波利用料に関する意見募集でも陳述してきたように、放送の持つ公共性、特に災害時などの公益的役割を鑑みて、今後の改定においてもこの方針が維持されることを強く希望します。
10-3		電波利用料の制度・料額の安定性、継続性は無線局免許人にとって極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となるおそれがあり、避けるべきだと考えます。 また、料額が増加する場合も、上限を2割を限度とする一定の水準に抑えることは妥当な措置で、今後の改定でもこの方針が踏襲されるべきと考えます。
10-4		地上ラジオ（中波、短波、超短波）放送にかかる料額は、3年ごとに増加してきています。使用帯域の利用価値やひっ迫度に著しい変化がないこと、FM方式によるAMラジオ放送の補完中継の実施で難聴取対策や災害時対策の強靭化を図っている現状を踏まえ、負担の軽減を図っていただきたいと考えます。
11-1	青森放送 株式会社	「電波政策2020懇談会」報告書（平成28年7月）に記載された、①各年度の歳入と歳出を一致させる、②電波利用共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底するといった提言は、歳入・歳出規模にしっかりと反映されるべきと考えます。 行政は引き続き、歳入・歳出規模を圧縮し無線局免許人の負担軽減に努めて頂きたいと考えます。
11-2		「電波政策2020懇談会」は有識者による精緻な議論を経て、放送局に対し、これまでどおり2つの特性係数を適用すべき旨を提言しました。同提言を踏まえ2つの特性係数を放送局に適用したこと、さらに放送局と一体の放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数を適用したことは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものと考えます。
11-3		無線局免許人にとって電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねないため、避けるべきだと考えます。 やむを得ず料額が増加する場合も、前回改定と同様に上限を2割に抑える措置を講ずることは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものと考えます。
11-4		地上ラジオ放送（中波放送、短波放送、超短波放送）は3年ごとに料額が増加してきた経緯があります。使用する周波数帯の利用価値やひっ迫度に大きな変化がないことを踏まえ、出来る限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。
12-1	中京テレ ビ放送株 式会社	ここで、2. 次期における歳出規模の在り方で、○各年度の歳入と歳出の関係は一致させる、○電波利用共益事務としての適合性の担保や、効率化や必要性の検証を徹底し、歳出規模を検討する、と示されているとおり、この基本方針に、厳格に則った歳入歳出計画、および料額算定であるべきと考えます。

12-2		基本方針に則り、電波利用共益事務としての適合性が確実に担保され、基本的に抑制的であるべきと考えます。免許人の負担が引き続き軽減されていくよう、趣旨に沿った厳格な運用や、効率化の向上を希望します。
12-3		放送局、および放送事業用無線局に、○電波利用の普及に係る責務等があるもの、○生命、財産の保護に著しく寄与するもの、として、この2つの特性係数を適用することは、「電波政策2020懇談会」での議論を踏まえ、冒頭の「電波利用料の見直しに関する基本方針」に示されたものであり、今後においても継続して適用されることが、妥当と考えます。
12-4		電波利用料の制度・料額が安定していることは、放送事業者にとって経営の安定上、重要な問題です。 電波利用料が大きく増額されるような制度変更や、共益事務の拡大は、その趣旨に照らして極力、避けるべきと考えます。その上で、致し方なく増加する場合には、一定の水準にとどめる、としていることは妥当と考えるが、その際にも最小の増加に留めるべきと考えます。
13-1	株式会社 アイビー	放送局に対し、2つの特性係数を適用したこと、および放送局と一体の放送事業用無線局にもこれまでと同じ特性係数を適用したことに賛同します。この適用が今後の改定においても維持されることを期待します。
13-2	シー岩手	電波利用料の制度・料額の安定性、継続性は極めて重要であり、見直しにより大きく変動することは避けるべきと考えます。
13-3	放送	地上ラジオ放送の料額は、3年ごとに増加しておりますが、使用帯域の利用価値やひっ迫度に著しい変化がないことを踏まえ、できる限りの負担の軽減を図っていただきたいと考えます。
14-1	株式会社 東京放送 ホールデ ィングス	予算総額が精査され、歳入・歳出とも抑制されたことは評価する。 基本方針に沿って、歳入・歳出規模については「更なる効率化」や必要性の検証を徹底した上で、その規模を抑制的に検討し、更なる減額をすることで無線局全体の負担軽減を実現して欲しい。また「歳入歳出の関係は一致させることが必要」であり、歳入が歳出を上回った場合には、差額を次年度以降の電波共益事務に活用するなどして、さらなる負担軽減に努力して欲しい。
14-2		「国民への電波利用の普及に係る責務」と「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」という放送固有の特性や役割を再確認した上で、特性係数を従来通りの1/4としたことは妥当な方針だと評価する。
14-3		3年ごとの見直しの度に、電波利用料の料額が想定よりも大幅に増加するのは、経営上の負担となりかねない。その意味で、「免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準（2割程度）にとどめる」としているのは、妥当な方針だと評価する。ただし、増加の割合は極力抑制的であることを望む。
14-4		地上ラジオ放送は、3年ごとの見直しで電波利用料が増額した経緯がある。使用周波数帯域の利用価値や逼迫度に大きな変化がない事を踏まえて、可能な限り負担の軽減を図っていただくことを望む。
15-1	北海道テ レビ放送 株式会社	減額の方角性が打ち出されたことを評価します。 歳入と歳出を一致させること、電波利用料共益事務としての各事業の適合性や効率化、必要性の検証を徹底し、歳出規模をできる限り抑制し、無線局免許人の負担の軽減に一層努めていただくことを要望します。
15-2		地上放送事業者は、デジタル化および東日本大震災後の放送ネットワークの強靱化に向けた取り組みにより、地域ライフラインとしての役割や可能性が一層増えています。地上放送が果たすハード・ソフト両方の責務に鑑み、特性係数を維持する方針が示されたことは極めて妥当と考え、賛成します。 また、北海道は国土の22%の面積を占めます。この広大なエリアに放送を届けるため157局の中継局を整備し、維持・運用しています。電波利用料の見直しにあたっては、このような地域固有の事情にも留意していただきますよう要望致します。
15-3		激変緩和措置の継続適用は妥当と考えます。

16-1	朝日放送株式会社	<p>「電波政策2020懇談会」報告書（平成28年7月）に記載された、①各年度の歳入と歳出の関係を一致させる、②電波利用共益事務としての適合性の担保や、効率化や必要性の検証を徹底する、といった提言は、歳入・歳出の想定額にしっかりと反映されるべきものと考えます。</p> <p>次期の歳入・歳出の想定が620億円へと軽減されることは一定の評価ができますが、行政は歳出規模のさらなる抑制に努め、無線局免許人の負担軽減に努めていただきたいと思います。</p>
16-2		<p>「電波政策2020懇談会」は有識者による精緻な議論を経て、放送局に対し、これまでどおり2つの特性係数を適用すべき旨を提言しました。同提言を踏まえ、2つの特性係数を放送局に適用したこと、さらに放送局と一体の放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数を適用したことは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものと考えます。</p>
16-3		<p>無線局免許人にとって電波利用料の制度・料額の安定性、継続性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねないため、避けるべきだと考えます。</p> <p>やむを得ず料額が増加する場合も、上限を2割に抑える措置を講ずることは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものと考えます。</p>
16-4		<p>地上ラジオ放送（中波放送、短波放送、超短波放送）は、3年ごとに料額が増加してきた経緯があります。使用帯域の利用価値やひっ迫度に著しい変化がないことを踏まえ、できる限り負担の軽減を図っていただきたいと思います。</p>
17-1	株式会社フジテレビジョン	<p>電波利用料の総額については、共益事務のさらなる効率化や必要性を検証し、予算規模の適正化・無線局全体の負担軽減に引き続き努めるべきだと考えます。</p>
17-2		<p>放送事業者の4分の1の特性係数は法律に定められた「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」（放送法の災害放送義務）、「国民への電波利用の普及に係る責務等」（放送法のあまねく努力義務）を勘案された適切な措置であり、今後も引き続き維持すべきと考えます。</p> <p>一方、マイクロ固定（放送）についても、非常時対応に費用負担を負っており、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」に該当すると考えられることから、特性係数の算出にあたってはウおよびエの双方を適用することが妥当と考えます。</p>
17-3		<p>料額の大幅増額による各事業者の経営に与える影響を一定程度に抑えるため、前回改定と同様、増額率を一定の水準に収める措置は妥当と考えます。</p>
18-1	株式会社NTTドコモ	<p>2. 料額算定の基本的な流れ</p> <p>基本方針に沿った見直し内容と認識しており、主旨に賛同いたします。</p> <p>基本方針の「電波利用共益事務としての適合性担保や、効率化や必要性の検証を徹底するとともに、これまでの歳出規模も踏まえて、次期の歳出規模を検討することが適当」との方針にもとづき、今期よりも次期の歳出規模が一定程度減少する想定をされていることについて賛同いたします。引き続き、電波利用共益事務の効率化や必要性を検証し、適切な歳出規模の検討をお願いいたします。</p>
18-2		<p>3. 「a群」に係る金額の計算方法</p> <p>基本方針に沿った見直し内容と認識しており、主旨に賛同いたします。</p>

18-3		<p>4. 「b群」に係る金額の計算方法 基本方針に沿った見直し内容と認識しており、主旨に賛同いたします。 広域専用電波を使用する包括免許の携帯電話無線局に対する上限額が引き続き設定されることについて、電波を有効利用した場合のインセンティブが働くこととなるため賛同いたします。今後の周波数の追加割当等により上限額が大きく増加する可能性があるため、そのような場合には適宜上限値の見直し等の検討をお願いいたします。</p>
18-4		<p>5. 電波利用料の料額 基本方針に沿った見直し内容と認識しており、主旨に賛同いたします。 「料額が大幅に増加する無線局への配慮」の主旨について賛同いたします。今回の改正案ではひっ迫度の見直しにより、3G～6GHz帯域のシステムが負担増となる可能性があり、携帯電話の第4世代システムで用いる3.5GHz帯基地局が該当いたしますが、今後基地局の更なる増加と共に負担額が大幅に増加する可能性がありますので、今後の具体的な料額検討の中で考慮をお願いいたします。</p>
19-1	日本海テレビジョン放送株式会社	<p>各年度の歳入と歳出が一致することは適切と考えます。両者を抑制的な方向で一致させるさらなる努力が必要と考えます。 歳出規模全体は、その拡大が将来的に電波利用料制度の破綻を招かないよう常に抑制的であるべきと考えます。また、併せて電波利用料の用途は厳格に精査していただくことを要望します。</p>
19-2		<p>放送の電波利用にかかる特性係数は、放送法等に定められている「国民への電波利用の普及に係る責務」および「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」が勘案されたものであり、この措置が今後も維持されることは適切と考えます。</p>
19-3		<p>料額が大幅に増加する無線局等への配慮として、激変緩和措置が継続されることは、無線局の安定的運用に資するものであり適切と考えます。 無線局免許人にとって電波利用料制度・料金の継続性、安定性は極めて重要です。原則にとらわれないその都度の見直しで、制度が大きく変動し想定外の料金増加が生じることは、経営上の不安定要素となりかねません。慎重な対応を要望します。</p>
20-1	関西テレビ放送株式会社	<p>次期（平成29～31年度）電波利用料の総額が約620億円規模となり現行の総額より減額されたことは適切と考えます。「電波利用料の見直しに関する基本方針」（電波政策2020懇談会）に基づき歳入歳出は一致させ、引き続き電波利用共益事務の用途としての適合性を十分検討し、施策の効率化をはかることによって歳出を削減していくことを要望します。</p>
20-2		<p>電波の「経済的価値」から「利用価値」という表現になったことは適切と考えます。 使用帯域幅に応じた負担部分の拡大による放送事業者の負担額が増加しないよう、引き続き適切な対応をお願いします。</p>
20-3		<p>放送の電波利用料負担における計算で2つの特性係数が認められたことは放送における公共性が認められたものであり適切と考えます。引き続き特性係数を維持して頂くよう強く要望します。</p>
21-1	日本放送協会	<p>電波利用料の料額算定における想定歳出規模は、平成26年度～28年度は年平均約700億円でしたが、今回の具体化方針案で平成29年度～31年度は約620億円とすることが示されています。 今後の具体的な料額設定に当たっては、歳出規模の減額に沿った負担減が実現されることを要望します。</p>
21-2		<p>新たに開始される4K・8K衛星放送を受信する為には右旋円偏波と左旋円偏波の両方に対応した受信設備が新たに必要となります。 4K・8K衛星放送受信環境の整備において、その調査研究、周知啓発活動、干渉対策を国が支援することは、4K・8K衛星放送の普及促進に資するものであり適切と考えます。4K・8K衛星放送の早期普及のため十分な支援が実施されるよう電波利用料の適切な運用を要望します。</p>

21-3		<p>放送事業者は、電波の適正使用、周波数帯域の有効活用とともに、4K・8K普及促進に取り組んでいます。またNHKはあまねく全国に豊かで良い放送番組を届けるとともに、災害時の迅速・的確な情報提供に努め、公共放送としての責務を果たしてきています。</p> <p>この観点から、今回の具体化方針（案）で、放送事業者の無線システムにおける特性係数（国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの：1/2、国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの：1/2）の適用維持が示されたことは適切と考えます。</p>
22	九州電力株式会社	<p>前回の電波利用料の見直しにおいて、「b群に要する費用に係る徴収額について、平成27年（2015年）10月時点で、携帯電話事業者等5者（NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー電話、ソフトバンク、Wireless City Planning）が既に上限額に達している。このため、現行の上限額をそのまま適用すれば、スマートメーター等が増加することで、携帯電話事業者等の無線局数が増加したとしても、追加負担は生じない。」とされましたが、ある事業者からは、携帯電話とスマートメーターを含むM2Mとの区別はせず、携帯電話端末全体として上限を設定されているため、提供料金の値下げについて即応することが困難との回答を得ております。</p> <p>従いまして、IoTの普及を促進するため、毎月数GByte程度のデータ通信を行う携帯電話と、数MByte程度に留まるスマートメーターやM2Mとを区分した、電波の利用量に応じた算定方法に見直ししていただきますようお願いいたします。</p>
23-1	読売テレビ放送株式会社	<p>次期の歳出・歳入想定が減額になっていることは、これまでの提言が反映され評価できるものと考えます。</p> <p>引き続き厳格な審査や効率化など歳出を削減し、免許人の負担を低減すべきと考えます。</p>
23-2		<p>「電波政策2020懇談会」は有識者による精緻な議論を経て、放送局に対し、これまでどおり2つの特性係数を適用すべき旨を提言しました。原案では、同提言を踏まえ、2つの特性係数を放送局に適用したこと、さらに放送局と一体の放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数を適用したことは妥当であると考えます。</p> <p>今後の改訂においても、放送の公共性等を鑑み、これらの特性係数を適用することを維持すべきと考えます。</p>
23-3		<p>想定外の料額増加は無線局免許人の経営上の不確定要素となりかねず、激変緩和措置を維持するとの方針が示されたことは適切と考えます。</p> <p>その上で、電波利用料を増加させることのないよう、電波利用料の用途を厳格に精査し、歳出と歳入が抑制的な方向で一致させることを要望いたします。</p>
24-1	ソフトバンク株式会社	<p>総額約620億円（想定）について、無線局全体の受益を直接の目的とし、電波の適正利用確保のために不可欠なものという要件に合致した用途に限り利用するという電波利用料本来の制度の在り方を踏まえ、必要最小限であるとする基本的考え方を維持の上、適正に利用されるように努めるべきと考えます。</p> <p>電波利用料の歳入と歳出については、一致させるように努めるべきと考えます。</p>
24-2		<p>現行の上限額を適用することによる負担軽減措置は有益です。</p> <p>ただし、今後のIoTの更なる拡大等を促進するにあたり、IoTはデータ量も少なく低価格での提供が見込まれることから、周波数有効利用のインセンティブをより働かせるためには、稠密に利用することを前提とした携帯電話等システムにおいて、a群に係る広域専用電波、特定無線局、b群に係る特定無線局の電波利用料を帯域電波利用料に速やかに一本化すべきと考えます。</p>

24-3		<p>携帯電話事業者が負担する3.4~3.6GHzにおける電波利用料は、基地局当たり単価64,300円（現行）であり、基地局数に比例して加算される仕組みとなっているため、電波の有効利用のインセンティブが免許人に働かず、電波の有効利用促進に逆行した料額設定になっており、今後見直しの検討が必要な大きな課題と認識しています。</p> <p>「3GHz以下：3GHz超6GHz以下」の配分比率が「24:1」から「12:1」と、3GHz超6GHz以下は2倍となり、料額においても増加されることが想定されます。</p> <p>その結果、「料額が大幅に増加する無線局等への配慮」がなされ、電波利用料全体に占める支払割合が比較的小さい特定の免許人のみが保護され、支払割合の大きい免許人に負担が過度に転嫁されることのないようご配慮いただきたいと考えます。</p>
24-4		<p>携帯電話は国民生活に必要不可欠なサービスになっており、公共性の観点では放送と同等と考えられることから電波利用料における通信・放送間の負担のアンバランスは解消すべき課題です。</p> <p>今後、通信上に放送が配信されることが検討されている等、通信と放送の垣根がなくなっていることを踏まえ、特性係数においても携帯電話事業者と地上テレビジョン放送事業者との差分を失くすべきと考えます。</p>
25-1	株式会社 CBCテレビ	<p>これまで歳出の中で大きな割合を占めていた地デジ対策が平成28年度でほぼ終了するため、次期においては歳出規模の縮小が可能と予測されます。行政は引き続き、各事業の効率化や必要性の検証を徹底し、歳出規模の抑制に努め、無線局免許人の負担をできる限り軽減するよう努めて頂きたいと考えます。</p>
25-2		<p>放送局、さらに放送局と一体の放送事業用無線局に対して、これまで通りの特性係数が適用されたことは適切な措置であり、今後も継続されることが妥当であると考えます。</p>
25-3		<p>3年毎の制度改定に伴い大幅な料額増加が生じることは、経営上の不確定要素と成りかねないため避けるべきだと考えますが、止むを得ず料額が増加する場合において、一定の範囲（上限2割）に抑える激変緩和措置が適用されたことは妥当と考えます。今後もこの方針は維持されるべきものと考えます。</p>
26-1	株式会社 CBCラジオ	<p>行政は引き続き、歳入・歳出の想定額について「電波政策2020懇談会」報告書（平成28年7月）の提言にも記載の通り、各事業の効率化や必要性の検証を徹底し、これまでの歳出規模も踏まえて検討し、無線局免許人の負担をできる限り軽減するよう努めて頂きたいと考えます。</p>
26-2		<p>放送局、さらに放送局と一体の放送事業用無線局に対して、これまで通りの特性係数が適用されたことは適切な措置であり、今後も継続されることが妥当であると考えます。</p>
26-3		<p>3年ごとの制度改定に伴い大幅な料額増加が生じることは、経営上の不確定要素と成りかねないため避けるべきだと考えますが、止むを得ず料額が増加する場合において、一定の範囲（上限2割）に抑える激変緩和措置が適用されたことは妥当と考えます。今後もこの方針は維持されるべきものと考えます。</p>
26-4		<p>地上ラジオ放送の料額は、これまで3年ごとに増加してきましたが、使用する周波数帯の電波の経済的価値に大きな変化がないことを踏まえて、できる限りの負担軽減を図って頂きたいと考えます。</p>
27-1	西日本放送株式会社	<p>引き続き、歳出規模の抑制に努め、無線局免許人の負担軽減につとめて頂きたいと考えます。</p>
27-2		<p>「電波政策2020懇談会」は、放送局に対してこれまでどおり2つの特性計数を適用すべき旨を提言されました。同提言を踏まえて、放送局と、さらに放送局と一体の放送事業用無線局にこれまでと同じ特性計数を適用されたことは妥当であり、今後の改定においても維持すべきものと考えます。</p>

27-3		無線局免許人にとって電波利用料の制度・料額の安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動したり、想定外の料額増加が生じるのは経営上の不確定要素となるため、避けるべきだと考えます。
27-4		中波放送は、3年ごとに料額が増加してきた経緯があります。使用帯域の利用価値やひっ迫度に著しい変化がないことを踏まえて、できる限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。
28-1	株式会社 テレビ東京	「電波政策2020懇談会」報告書（平成28年7月）で提言された通り、各年度の歳入と歳出の関係を一致させると共に、電波利用共益事務の内容については適合性の担保や、効率化や必要性の検証を徹底することによって歳入・歳出規模を出来る限り縮小し、無線局免許人の負担を軽減すべきと考えます。
28-2		「電波政策2020懇談会」報告書（平成28年7月）で提言された通り、放送事業者に対し、現在の措置と同様2つの特性係数を適用し、さらに放送局と一体の放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数を適用したことは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきであると考えます。 マイクロ固定（放送）回線については中継局に放送信号を伝送しているものが多く、他の放送事業用無線局と同様、放送局と一体で公益性の高い設備であることを考慮し、2つの特性係数を適用して「1/4」とすべきであると考えます。
28-3		無線局免許人にとって電波利用料の制度・料額は経営基盤、経営方針に影響を与えかねない要素である為、その継続性、安定性は非常に重要です。3年毎の見直しの度に制度の内容が大きく変化し、電波利用料の料額が想定外に増大することは、経営上の大きな不確定要素となりかねないため、避けるべきだと考えます。 やむを得ず料額が増加する場合、「電波政策2020懇談会」報告書（平成28年7月）で提言された通り、上限値を設定して概ね2割程度に抑える措置を講ずることは、無線局免許人の負担軽減策としては妥当であり、これは今後の改定においても維持し、または更なる負担軽減を行うべきものと考えます。
29-1	株式会社 テレビ西	「電波政策2020懇談会」報告書（平成28年7月）に記載されたとおり、電波利用共益事務の適合性の担保や、効率化や必要性の検証の徹底により、歳入・歳出の規模を可能な限り圧縮し、無線局免許人の負担軽減に努めていただきたいと考えます。
29-2	日本	「電波政策2020懇談会」は、放送局に対し、これまでどおり2つの特性係数を適用すべき旨を提言しました。同提言を踏まえ、2つの特性係数を放送局に適用したこと、さらに放送局と一体の放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数を適用したことは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものと考えます。
29-3		無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の安定性、継続性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねないため、避けるべきだと考えます。 やむを得ず料額が増加する場合も、上限を2割以下に抑える措置を講ずることは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものと考えます。
30-1	株式会社 エフエム 東京	a群電波の利用価値の向上につながる事務において、民放ラジオ難聴解消支援事業が引き続き含まれていることを鑑みると、民放ラジオと同じく平時、災害時に迅速かつ適切な情報を提供するV-Lowマルチメディア放送についても、民放ラジオと同様に難聴解消支援事業が設定されるべきである。
30-2		ラジオ放送が「国民への電波利用の普及に係る責務等」に規定され、かつ、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」と位置づけられた上で、これらの公共性を勘案した軽減措置が適用されている現行制度は適切であり、災害発生時におけるラジオ放送の担う役割を考慮すると、今後も維持すべきである。

30-3		<p>ラジオ事業者の電波利用料負担分は、改定時毎に2割相当の増額となっている。きわめて厳しい経営環境の中で、これ以上の負担増にラジオ業界は耐えられない状況にある。</p> <p>我が国が国土強靱化を推進する中、災害放送などを担うラジオ放送の公共性、重要性は益々増大していることを勘案すると、ラジオ事業者の負担する電波利用料は据え置き、中長期的にはむしろ減額する方向が望ましいと考える。</p>
31-1	株式会社 秋田放送	<p>(1)「電波政策2020懇談会」報告書（平成28年7月）に記載されている、①各年度の歳入と歳出の関係を一致させる、②電波利用共益事務としての適合性の担保や、効率化や必要性の検証を徹底する、という提言は、歳入・歳出の想定額に反映されるべきと考えます。</p> <p>(2)引き続き歳出規模の抑制に努めていただきたい。</p>
31-2		<p>「電波政策2020懇談会」は、放送局に対しこれまで通り2つの特性係数を適用すべき旨を提言しています。この提言を踏まえて、2つの特性係数を放送局に適用したこと、さらに放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数を適用したことは妥当と考えます。今後の改定においても引き続き適用すべきものと考えます。</p>
31-3		<p>(1)電波利用料の制度・料額が、3年ごとの見直しで大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは、経営上の不確定要素となるため、避けていただきたい。</p> <p>(2)やむを得ず料額が増加する場合も、増加分を一定の水準にとどめることは妥当であり、今後も維持すべきと考えます。また、増加分の圧縮にも配慮していただきたい。</p>
32-1	東海テレビ放送株式会社	<p>今後も引き続き、無線免許人の負担をできる限り軽減するよう、電波利用共益事務として実施する各事業の効率化や必要性をしっかりと検証し、歳入・歳出規模を検討することを要望します。</p>
32-2		<p>2つの特性係数を放送局に適用したこと、さらに放送局と一体の放送事業用無線局に、これまでと同じ特性係数を適用したことは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものと考えます。</p>
32-3		<p>制度・料額の安定性、継続性は極めて重要であり、経営上の不確定要素となりうる電波利用料の増額は避けるべきだと考えます。やむを得ず増額する場合も、上限を2割とすることは妥当であり、今後の改定においてもこれを維持すべきものと考えます。</p>
33	KDDI株式会社	<p>原案に賛同致します。今後とも、電波利用料の用途は、「電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用」（電波利用共益費用）の趣旨に沿ったものに充てられるものとして十分精査され、歳入・歳出の適正化が図られることを希望致します。</p>
34-1	スカパーJSAT株式会社	<p>今回、電波利用共益事務の処理に要する費用が620億円と見積もられており、先回の見積額700億円に比して軽減が図られました。この総額の一定配分を負担する免許人としては、費用の軽減を継続的に検討・推進いただくことを希望いたします。</p> <p>後述するとおり、現在の配分スキームには改善いただきたい点がございますが、総額の軽減はすべての免許人に等しくメリットのある事項ですので、引き続きの軽減をお願いいたします。</p>

34-2	<p>今回提示されている具体化方針における配分の考え方は原則的には従前どおりと認識しておりますが、従前どおりであるがゆえに、今回3.5GHz帯に第4世代移動通信システムが割り当てられたことにより、a群の中で3GHz～6GHzのシステムの配分割合が先回と比べ大幅に変更となっています。（先回比で、約2倍）</p> <p>このことは配分額で見た場合、2倍弱になることを意味しています。</p> <p>新たに割り当てられた第4世代移動通信システムと周波数を共用することとなった衛星から地球への下り回線は、その周波数を受信するだけでは無線局ではないという理由により保護の対象にならず、その下り回線とペアとなる地球から衛星への送信を伴う既存の無線局のみが保護対象となりました。その結果、今後新たな無線局（送受信を行う局）を開設する場合でも、その下り回線は周波数共用する第4世代移動通信システムからの干渉を許容しなければならないことになり、送受で成り立つ通信回線の品質が確保できない可能性が高くなりました。つまり既に打ち上っている衛星本体に搭載された中継器をビジネスにおいて収益化することに大きな制約がついたこととなります。</p> <p>つまり、新たな利用制限を受け入れる3GHz～6GHzのシステムにとっては、新たな割り当てによりこれまでの利用が著しく制限される周波数共用を強いられるなど、電波の利用価値が低下したにもかかわらず配分額が増加するということとなります。これでは3GHz～6GHzのシステムを有する既存免許人として到底納得できるものではなく、当該帯域で今回新規に利用価値が向上する免許人が増額分を負担すべきと考えます。</p> <p>今後もこのようなWin-Loseな周波数共用が行われるということであれば、そのような帯域における配分額の決定スキームを、電波の利用価値と負担額の整合性をとるよう、見直していただきたいと存じます。</p> <p>尚、負担額が増加する場合には前年比1.2倍程度に増加分を抑制する激変緩和処置もございますが、後述するように回数を重ねた場合には大幅な増額となり10年以上の設備寿命を持つ衛星通信事業の将来の事業継続性にも影響するため、漸次的に増加分の割合を低下させるといった処置が必須であると考えます。</p>
34-3	<p>電気通信事業者にとっての電波の利用価値は、当該周波数帯からの収益によるものであり、収益は無線システムの市場規模に依存すると考えます。しかしながら、具体化方針(案)では、全無線通信システムを一律に扱って配分を算定しているため、市場規模の大小に係わらず料額が決まることから、前述の利用価値との乖離が発生し、それが不合理感を生む元となっています。</p> <p>現在、電波をより稠密に利用するIoTなどのシステムも検討されており、一定の周波数ブロック内のひっ迫度を基準にすると、将来当該システムが導入された周波数ブロックへの配分額が大幅に増加することも懸念されますので、算定される電波利用料額が市場規模に見合ったものとなるよう、今後も引き続き配分法について見直していただきたいと存じます。</p>
34-4	<p>人工衛星局については、その特性上海外向けのサービスにも利用されており、海外向けのサービスは我が国における電波利用のひっ迫度には影響しません。したがって、人工衛星局の延べ使用周波数幅を算出する際には（日本をカバーするビーム数）／（搭載されているビーム数）といった係数を乗じる等、海外の周波数帯域分が適切に除外されるよう是正し、日本におけるひっ迫度合いの比較としていただくようお願いいたします。</p>
34-5	<p>第2段階では、第1段階とは異なり、ひっ迫度ではなく割当周波数幅を料額配分の根拠としておりますが、これは電波の有効利用のインセンティブとして働くものと予想しております。しかしながら、電波の有効利用のしやすさは無線システムによって異なり、周波数を1000回以上再利用できるシステムもあれば、技術的・物理的に数回しか再利用できないものもありますので、インセンティブを期待するとしても、周波数有効利用の難易度に応じた料額を設定すべきと考えます。したがって、システム毎の物理的・技術的に現実的な周波数再利用回数を考慮した新たな特性係数（著しく困難なものについては1/10とするなど）を導入していただくことを希望いたします。</p>

34-6		電波政策2020懇談会においてワイヤレスビジネスの海外展開について検討されていましたが、ワイヤレスビジネスの展開を推進するための新たな特性係数を導入することを提案・希望致します。その一例として、当社では我が国の人工衛星局を用いた通信サービスの海外への拡販に力を入れておりますが、このようなサービスは、海外衛星との競争に晒されておりますので、電波利用料の負担を軽減することにより、海外展開を推進していただくことを希望いたします。具体的には、我が国の無線局を用いて海外向けにサービスすることが可能なシステムについては新たな特性係数（例えば、1/4～1/2程度）を乗じる等の検討をお願いいたします。
34-7		一回あたりの増加分を一定の割合にとどめたとしても、改定ごとにその割合が乗じられていくことで、経年的な増加幅は大変大きなものとなりますので、激増緩和措置の適用回数を重ねた場合には漸次的に増加幅の割合を低下させるといった処置を検討いただくことを要望いたします。
34-8		電波利用料制度では、毎年、無線局ごとにその免許人等に1年分の電波利用料の負担を求めています。電波利用料の趣旨が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用の財源に充てるものであることを考慮しますと、期間中に廃局した場合についても1年分の電波利用料を負担することにより無線局を運用していない期間も費用負担することの必然性に疑問を感じます。したが、廃局の場合についても、無線局の免許等の日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が1年に満たない場合は、電波利用料の額に当該期間の月数を12で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額を負担額としているのと同様、免許期間に応じた負担額にすることについて検討いただくことを要望いたします。
35	大阪放送株式会社	全国のAM放送事業者では、難聴対策や災害対策としてFM補完局の設置を進めていますが、AM放送事業者においては、設備維持に多額の費用を要するAM放送に加え、FM補完局を運営することは、経営上の大きな負担になっています。 このため、電波利用料の検討においては、FM補完局の運営が経営上の大きな負担にならないように配慮を希望します。
36-1	株式会社VIP	a群 電波の利用価値の向上につながる事務において、民放ラジオ難聴解消支援事業が引き続き含まれている。V-Lowマルチメディア放送も、放送が果たすべき、平時、災害時の地域住民への迅速適切な情報提供に対しデジタル放送の利点を最大限に活かした機能を提供している。しかしながら、放送区域内にあっても都市部や室内における受信の困難さはアナログラジオを超える状況であり、地域住民の安心安全を担う地域情報メディアとして機能するために、V-Lowマルチメディア放送に対し難聴解消支援事業が設定されるべきである。
36-2		広域専用電波に係る料額において、移動受信用地上基幹放送に対し、「国民への電波利用の普及に係る責務等」に規定され、かつ、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」と位置づけられ、これらの公共性を勘案した軽減措置が適用されている現行制度は適切であり、今後も維持すべきである。

その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが2件ありました。